

業務指示書

インドネシア国海上交通保安能力向上プロジェクト フェーズ2 (ドマイVTS運用官育成)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（ ）次の団員については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海上交通システムに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/規則・運用/SOP作成指導）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海上交通システムに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月1日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008132 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.6000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/規則・運用/SOP作成指導

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月20日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

インドネシア国海上交通保安能力向上プロジェクト フェーズ2（ドマイVTS運用官育成）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/規則・運用/SOP作成指導	(60.00)	()
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

当機構は、2009年より2期に渡る我が国無償資金協力により、運輸省海運総局（DGST）に対して、マラッカ・シンガポール海峡のVTS（Vessel Traffic Service）システム整備の支援を、長期専門家派遣や無償資金協力のソフトコンポーネントにより実施してきた。2012年1月からのインドネシア国海上交通保安能力向上プロジェクトにおいては、リアウ諸島州バタム島にある、バタムVTSセンターを中核とする組織・体制の強化、運用官育成のための基礎研修等を実施した。2013年に実施した運用官基礎研修でバタムVTSセンターにおいて15名の国際航路標識協会（International Association of Aids to Marine Navigation and Lighthouse Authorities:IALA）が定めたモデル研修コースを終了した運用官が誕生し、新任職員の採用による組織の充実、予算の確保もされてきておりその運用能力は着実に強化されてきている。その一方で、本格的な運用までは、国内法等の規則整備や関係機関との協議等、まだ残された課題も多い。

一方、イ国においては、スマトラ島リアウ州ドマイにおいても、我が国無償資金協力によりドマイVTSセンターの整備が進められ、2016年6月頃の完成を予定しており、今後、運用体制の構築を進めることが求められている。

2014年8月12日、岸田外務大臣がジョコ・ウィドド大統領と会談を行い、海洋国家同士、海洋分野での連携・協力を深めていくこと等を踏まえた「戦略的パートナーシップ」の一層の強化をしていくことで一致した。上記の現状及びこれらの状況を鑑み、イ国における海上交通保安能力の向上に関する技術支援の継続が必要との判断から、技術協力プロジェクト「海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ2」（以下、「本プロジェクト」）を実施することとなった。

本プロジェクトにおいては、上記のとおり、バタムVTSセンターに加えて、2016年には、新たにドマイVTSセンターが完成し、その運用を開始することとなっており、ドマイVTSセンターの運用にあたっては、運用規則等の整備やVTS運用官の育成が喫緊の課題となっているが、現状はVTSの運用に係る経験及び知識が不足している状況である。ドマイVTSセンターにおけるVTS運用の基礎的な体制の構築のためには、VTS運用官の育成、規則の整備等のソフト面における支援が求められている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 上位目標

インドネシア国領海内の海上安全及び海上保安、特にマラッカ・シンガポール海峡におけるマレーシア及びシンガポールと協調することを通じた船舶通航安全管理に一定の役割を果たす。

(3) プロジェクト目標

インドネシア領海内、特にバタム及びドマイのVTSセンターの担任海域を航行する対象船舶の海上安全及び保安を確保するために必要な通航安全管理及び情報

提供の適切な運用が行われる。

(4) プロジェクトの成果

1. バタム及びドマイ VTS センターが実施すべき業務が明確になり、そのために必要な規則等が整備される。
2. バタム及びドマイ VTS センターの管理、運営体制が強化される。
3. バタム及びドマイ VTS センターの関係する他の海上安全及び保安関係行政機関や民間事業者との良好な協力関係が構築される。
4. VTS センターの運営にかかる研修体制が整備・改善される。
5. マレーシア及びシンガポールの CP 機関との協力関係が促進される。

(5) 対象地域

ジャカルタ、ドマイ

(6) 関係官庁・機関

運輸省海運総局 (Director General for Sea Transportation, Ministry of Transportation)

(6) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

- ・無償資金協力「海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視艇建造計画」(E/N: 2006年6月、竣工: 2008年3月)
- ・無償資金協力「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画」(E/N: 2008年11月、竣工: 2011年3月)
- ・無償資金協力「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画」(E/N: 2010年6月、実施中(完工予定2016年6月))
- ・技術協力プロジェクト「海上交通保安能力向上プロジェクト」(2012年1月～2015年1月)
- ・技術協力プロジェクト「海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ2」(2015年3月～、実施中)

3. 業務の目的

業務の背景等を把握し、効果的かつ技術的な妥当性を検討の上、本業務では、ドマイ VTS センターの運用体制の構築のため、必要かつ最適な業務実施計画を策定し、ドマイ VTS センターの標準運用手順書 (Standard Operating Procedure、以下「SOP」)、ユーザーガイドの各案の作成及び作成した SOP、ユーザーガイド等に基づいて研修を実施することにより運輸省海運総局の VTS 運用能力向上に資することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2014年11月7日にインドネシア運輸省海運総局と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で予定している VTS 運用の支援について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 成果発現の考え方

本業務は、ドマイ VTS センターの運用を開始するにあたって必要となる SOP 等の作成支援及び SOP 等に基づく VTS 運用官の研修の実施が主な業務となっている。

SOP 等の作成支援については、今後のドマイ VTS センターにおける VTS 運用の基本となるものであることから、インドネシア側に主体性を持たせて作成することに留意するとともに、SOP、ユーザーガイド等のアウトプットは、VTS 運用官やステークホルダーが容易に理解・活用できるように留意すること。

また、VTS 運用官の研修については、ドマイ VTS センターが、上記 SOP 等に基づき的確に運用できることを目標とし、研修を実施すること。

(2) IALA 勧告に準拠した研修の立案

インドネシアはマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有していることから、実施機関には国際的な基準に基づいた VTS 運用が求められている。また、インドネシアに本格的な VTS システムが導入されたのは近年のことであり、基礎的な技術から移転する必要がある。以上のことから、本業務で計画策定及び実施する研修は IALA が定めたモデルコース V-103/1 (Vessel Traffic Services Basic Operator Training、以下「VTS-103/1 研修」または「本研修」)に準拠したものとする。

(3) 研修形式と効率的な要員計画の策定

VTS 運用研修においては、VTS 基礎教育もさることながら、それぞれの VTS サイトに即した SOP、ユーザーガイド、緊急対応手順等について、インドネシアにおける国内法など他の規則も参照しながら実施する必要がある。かつ、実施機関が実際に運用することになる我が国無償資金協力により整備した VTS センター資機材を活用して研修を実施する必要がある。したがって、本研修は現地（主としてドマイ）において実施することを想定している。現地研修を計画・実施するにあたっては、分野ごとに投入時期を集中させることや研修員の自習をカリキュラムに取り入れることで現地滞在期間を最小化するなど、効率的な要員計画を策定するものとする。また、本プロジェクトの前フェーズとして技術協力プロジェクト「海上交通保安能力向上プロジェクト」（2012 年 1 月～2015 年 1 月、以下「前プロジェクト」）を実施したが、同プロジェクトにおいてはバタム VTS 運用官育成のための研修を実施した。前プロジェクトで作成した研修資料を最大限活用し、本業務における研修資料の作成は、ドマイに限定した箇所のみ作成する。効率的な研修形式と要員計画の検討にあたっては、前プロジェクトで実施した運用官育成研修の内容・結果もレビューする。

(4) プロジェクト長期専門家との連携

本プロジェクトでは、長期専門家 2 名（チーフアドバイザー/海上安全・海上保安体制、VTS 運用・管理）が派遣されている。本業務は技術協力プロジェクトの枠内で行われるものであることから、効率的かつ効果的な研修の実施のため、両専門家との連絡を密にするとともに、カウンターパートの主体性を確保するよ

う努めること。また、本業務終了後残り1年半のプロジェクト期間中、長期専門家がその成果をフォローし、プロジェクト全体の目標達成に資する活動を継続できるように現地にて引継を行うこと。

6. 業務の内容

「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

(1) プロジェクトの背景・経緯等の確認

本プロジェクトの R/D、PDM、PO 等の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握するとともに、完成済のバタム VTS センターで実施されている VTS 運用の現状を把握する。また、ドマイ VTS センターの整備を目的として実施した無償資金協力「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画（第2期）」事業化調査報告書等を参照し、ドマイ VTS センターに導入される VTS システムの内容を把握する。それらを踏まえ、具体的な SOP、ユーザーガイド及び研修計画を検討する。同検討を行う上では、そのベースとなるインドネシア国内及び周辺国との取り決め等を確認すること。

(2) ワークプランの策定

(1) の成果等を踏まえ、現地研修を含めた業務全体の実施方針、実施方法及び作業計画等を整理し、ワークプランとして取りまとめる。

(3) ワークプランの説明・協議

(2) にて作成したワークプランを先方政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(4) 研修計画書の説明・協議

(2) にて作成したワークプランのうち、研修計画について詳細日程を策定し、先方政府関係者等に説明、内容を協議・確認する。

(5) SOP（英語・インドネシア語）案の作成

SOP は、ドマイ VTS センターの運用の中核となるものであり、サービス内容、サービス提供方法、サービスエリア、ステークホルダーとの連携、運用手続き等のソフト面のほか、システムの操作やメンテナンスといったハード面を網羅した総合的なものとする。

SOP の作成支援にあたっては、インドネシアの VTS 運用官自らが主体的に考えることが重要であることから、「イ」国の VTS 運用官の意見を引き出しながら作成するとともに、ドマイ周辺海域のニーズに合致した実運用に即したものとなるよう留意すること。

なお、SOP はドマイ周辺海域の地理的特性、海上交通環境、交通規則、ユーザーニーズなどを的確に把握することが必要不可欠であることから、これらの情報について事前に十分な調査を実施すること。

また、作成された SOP のインドネシア国における承認は本業務には含まれない。

(6) ユーザーガイド（英語・インドネシア語）案の作成

ドマイ VTS センターについて、ステークホルダー等の関係者に対して、サービス内容及び協力内容等を周知することとしており、周知にあたっては、ドマイ VTS センターの詳細について分かりやすく記載したユーザーガイドを作成する。

ユーザーガイドの作成支援にあたっては、ドマイ VTS センターの概要、提供サービス内容、サービスエリア、利用手続き等について、ステークホルダーのほか、一般の利用者が誰でも容易に理解できる内容とすること。

また、作成されたユーザーガイドのインドネシア国における承認は本業務には含まれない。

(7) VTS 運用官研修の実施

VTS の運用にあたっては、SOP、ユーザーガイド等に基づく的確な運用体制を構築するため、VTS 運用官に対する研修を実施する。研修の実施にあたっては、研修計画を策定の上、計画的に効率的な研修を実施することとし、研修教材や研修内容が SOP、ユーザーガイド等に合致するようにすること。

なお、研修は、IALA が勧告する VTS-103/1 研修に準じたものとし、国際標準が求める基準を満たした研修生に対しては、研修終了後に VTS103 に規定された研修修了証 (VTS Course Certificate) を付与すること。

研修教材 (英語及び一部 (上記 (4)、(5)) インドネシア語) は、前プロジェクトで作成した研修教材を最大限活用し、本業務における研修教材の作成は、ドマイに限定した箇所のみ作成する。また、研修終了後に、インドネシア自らが研修を継続的に実施できるよう研修内容及び研修教材を工夫すること。

なお、本研修の対象者は、20 名程度とする予定である。また、研修実施場所はドマイ市内を予定しており、カウンターパートから研修実施に必要な施設の使用について便宜供与がなされる予定である。なお、研修用資料は研修対象者 20 名に加えて、管理用に 5 部の計 20 部作成すること。

(8) 業務完了報告書の作成

(1) ~ (7) の成果等を業務完了報告書に取りまとめる。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) を本業務の最終成果品とする。

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 業務計画書 (2016 年 8 月) | : 和文 3 部 |
| (2) ワークプラン (2016 年 8 月) | : 英文 6 部 |
| (3) 研修計画書 (2016 年 9 月) | : 英文 6 部 |
| (4) プロGRESSレポート (2017 年 2 月) | : 和文 3 部
: 英文 6 部 |
| (5) 業務完了報告書 (2017 年 6 月) | : 和文 3 部 (製本版) 及び CD-R2 枚
: 英文 6 部 (製本版) 及び CD-R2 枚 |

※業務完了報告書には、作成した SOP、ユーザーガイド、教材等を添付すること。

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画 (案)

2016年8月上旬より業務を開始し、2017年6月下旬までに業務完了報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、現地研修は10月以降を想定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安：約13M/M

なお、現地研修は1ヶ月×3回での実施を想定しているが、最適と考える工程についてプロポーザルで提案すること。

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/規則・運用/SOP作成指導 (3号)
- 2) システム・機器
- 3) 船舶運航/海事知識/マニュアル作成指導

3. 関連資料

(閲覧資料)

- ・本プロジェクトのR/Dは、当機構ナレッジサイト内の下記アドレスより入手可能。
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/1847ce39de28fbc849257d9d0079d5b7?OpenDocument>
- ・無償資金協力「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画 (第2期)」事業化調査報告書は、以下のアドレスより入手可能。
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000250138>

(貸与資料)

- ・インドネシア国「海上交通保安能力向上プロジェクト」VTS運用官育成研修 (2013年度実施)
 - ・インドネシア国「海上交通保安能力向上プロジェクト」VTS運用体制拡充支援 (2014年度実施)
- ※社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第二グループ (03-5226-8157) にて貸与します。

4. その他留意事項

(1) 海事英語の指導

原則、現地傭人の活用を想定している。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA

インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上